

株主各位

東京都千代田区内神田一丁目13番1号
株式会社すららネット
代表取締役 湯野川 孝彦

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が拡大している状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月25日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 開催日時：2022年3月28日（月曜日） 午前10時30分
（当日は、午前10時より受付を開始いたします。）
- 場 所：東京都千代田区大手町1丁目5番1号
ファーストスクエア イーストタワー2階
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
- 会議の目的事項
報告事項：第14期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項：
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
 - ・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合、新型コロナウイルス感染症の流行状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://surala.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。
 - ・ご来場される株主様へのお願いについては、最終ページをご確認下さい。

第14期 事業報告

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

わが国の教育業界においては、従来からの少子化の流れの中で、企業間競争が激しさを増しており、経営環境は依然厳しい状況で推移しているものの、当社が属するEdTech市場は、2020年度から始まった政府のGIGAスクール構想と、新型コロナウイルス感染拡大などの影響により、オンライン学習の普及が拡大し、高い水準で関心・注目が続いております。

当社はこのような環境の中、「教育に変革を、子どもたちに生きる力を。」を企業理念として社員全員が共有し、その実現に取り組んでおります。

主要顧客である「学習塾マーケット(学習塾を対象とした販路を指します。)」においては、これまでの「低学力に強い学力向上教材」というイメージに加え、先取り学習・反転授業など幅広い学力層での活用拡大、オンライン学習切り替えへの迅速な対応実績から「通塾でも自宅学習でもオンラインでシームレスに対応できるAI教材」として順調に認知が拡大しています。また、放課後等デイサービスにつきましても、契約数が順調に増加しております。一方、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う通塾の自粛により生徒数が減少し、当期末時点の導入校数は1,215校(前期末比99校増加)、ID数は22,494ID(前期末比2,786ID減少)となりました。その結果、学習塾マーケットの当期における売上高は738,024千円(前年同期比2.6%増加)となりました。

次に「学校マーケット(学校を対象とした販路を指します。)」においては、私立学校分野で専門学校や通信制高校の採用が増加しました。公立学校分野では経済産業省の先端的教育用ソフトウェア導入実証事業費補助金(以下、EdTech導入補助金)を利用したサービス提供や、無償で提供していたNEC教育クラウドを利用した「すららドリル」の有料利用が開始されました。その結果、当期末時点の導入校数は1,336校(前期末比340校増加)、ID課金数(校舎課金を除く。)は403,621ID(前期末比69,066ID増加)となりました。また、学校マーケットの当期における売上高は836,620千円(前年同期比36.0%増加)となりました。

さらに当社では学習塾・学校に続く第3の事業の柱として「個人学習者向けのBtoCマーケット(個人学習者を対象とした販路を指します。)」における事業展開を進めております。新型コロナウイルス感染症拡大による自宅学習需要の拡大と、昨今社会問題として注目されつつある不登校生の自宅利用の増加により、当期末時点のID数は3,677ID(前期末比261ID増加)となりました。その結果、BtoCマーケ

ットの当期における売上高は365,346千円（前年同期比18.7%増加）となりました。

また、当社が将来の成長の鍵として注力しております「海外マーケット（日本国外を対象とした販路を指します。）」では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う現地の学校閉鎖が長期化しておりますが、家庭学習として個人での利用が増加していることと、NPO教育プロジェクト等複数のプロジェクトの活動が始まり、当期末時点の海外マーケットにおけるID数は2,710ID(前期末比774ID増加)となりました。

その結果、当社全体の当期における売上高は1,952,688千円（前年同期比18.4%増加）となりました。また、当社全体の当期末時点における導入校数は2,606校（前期末比339校増加）、利用ID数は433,439ID（前期末比59,656ID増加）となりました。

業容の拡大に向けた営業・開発人員の増強、社内体制強化、新コンテンツ・システムへの開発投資、サーバー増強において、積極的に取り組んでまいりました。一方、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が政府により発令されたことにより、在宅勤務や時差出勤制度を継続的に活用し、出張や対面での営業活動を自粛し、オンライン対応へと切り替えたことにより、旅費交通費など一部の経費については減少しております。その結果、当社全体の当期における売上原価は474,307千円（前年同期比32.8%増加）、販売費及び一般管理費は957,332千円（前年同期比27.3%増加）となりました。

以上の結果、当期の営業利益は521,048千円（前年同期比3.6%減少）、経常利益は552,545千円（前年同期比0.7%増加）、当期純利益は399,782千円（前年同期比5.2%増加）となりました。

〈課金対象導入校数及びID数〉

年月	すらすら導入校数 (校)				すらすらID数 (ID)						
	学習塾	学校	海外	合計	学習塾	学校 (注2)			海外	BtoC	合計
						ID課金	校課	舎金			
2021年12月末	1,215	1,336	55	2,606	22,494	403,621	937	2,710	3,677	433,439	

- (注) 1. 上記のすらすら・すらすらドリル導入校数は、月額「サービス利用料」が発生する校舎数を対象に記載しております。なお、「海外」については、契約上月額「サービス利用料」の課金を行っておりませんが、参考値として契約校舎数を記載しております。
2. 上記の「学校」のすらすら・すらすらドリルID数について、内訳を記載しております。ID課金数は、導入校がすらすらシステムに登録した生徒ID1つにつき課金されるものを指します。校舎課金数は、導入校が当社に対して1校舎につき固定の利用料金を支払うことで生徒IDを登録することができるものであり、生徒ID1つにつき課金されないものを指します。なお、学校法人との契約において、当社が導入校に対して提供する現在の契約内容はID課金のみであり、校舎課金は株式会社C&I Holdingsにおける事業運営時に契約された導入校等に対して提供している契約内容であります。
3. 「すらすら」は小学校から高校までの国語、算数／数学、英語、理科、社会 5教科の学習を、先生役のアニメーションキャラクターと一緒に、一人一人の理解度に合わせて進めることができるアダプティブなeラーニング教材です。「すらすらドリル」は、アダプティブなドリルと自動作問・採点機能を有するテストからなり、「すらすら」の姉妹版として主に公立小中学校向けに提供を開始しています。
4. 従来、「その他」として開示しておりましたNPOなどを通じたID数を、契約実態に合わせて「学習塾」に含めております。

〈公立学校の導入校数及びID数〉

年月	公立学校 (注1)		EdTech導入補助金 (注2)	
	学校数	ID数	学校数	ID数
2021年12月末	1,126	339,330	484	161,885

- (注) 1. 経済産業省EdTech導入補助金により利用している学校数・ID数を含めております。
2. 経済産業省EdTech導入補助金により利用している学校数・ID数になります。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、329,222千円となっております。その主なものといたしましては、フラッシュからHTML5への変換25,031千円、学力診断テスト20,851千円、スピードコントロール機能搭載14,534千円であります。

(3) 資金調達状況

当事業年度において新株予約権の行使により普通株式が210,000株増加し、11,760千円の資金を調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

区 分	第11期	第12期	第13期	第14期
	(自 2018年 1月1日 至 2018年 12月31日)	(自 2019年 1月1日 至 2019年 12月31日)	(自 2020年 1月1日 至 2020年 12月31日)	(当事業年度) (自 2021年 1月1日 至 2021年 12月31日)
売 上 高 (千円)	935,746	1,141,158	1,649,465	1,952,688
当 期 純 利 益 (千円)	137,730	43,972	379,996	399,782
総 資 産 (千円)	1,027,638	1,033,555	1,780,673	2,128,148
純 資 産 (千円)	847,207	891,087	1,284,044	1,713,013
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	21.92	6.94	59.67	60.09

(注) 1. 表示単位未満は切り捨てております。

2. 当社は、2020年7月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第11期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 対処すべき課題

当社は、EdTechスタートアップ企業として、AI×アダプティブラーニング機能を有した「すらら」を通じて教育現場のICT化を進めてまいりました。

政府のGIGAスクール構想により、公立小中学校を中心とした公教育のICT化が進む中、学校法人や学習塾などの民間教育においてもICT化が加速されると予想しております。

そのような中で大手企業による新サービスの開発や、新たなEdTech企業の台頭により競争環境は厳しくなることが考えられます。

今後他社との差別化を図りつつ、さらに事業を拡大させ、新しい付加価値を創出していく上で、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでおります。

① コンテンツの拡充

当社は、2020年3月に小・中学校の理科・社会コンテンツの提供を開始し、「国語・算数／数学・英語・理科・社会」の主要5科目を網羅するAI×アダプティブなeラーニングコンテンツを提供しております。2022年3月には、高校理科・社会コンテンツのサービス提供を開始します。今後も多様化する教育ニーズに対応すべく、新しいコンテンツを企画し拡充してまいります。自社開発以外にも教育関連企業等と協働して、新しい技術を活用し、新しい分野でのコンテンツの制作に邁進してまいります。

② 公立学校マーケットの開拓

2020年、2021年の経済産業省によるEdTech導入補助金の交付や、代理店経由で無償提供をしていた自治体の有償化が始まったことにより、公立学校、自治体での活用が拡大いたしました。さらなるマーケットニーズに対応するため、当社はこれまで以上に大手メーカーや販社などとの連携を深め、引き続き公立学校のマーケット開拓に積極的に取り組んでまいります。

③ BtoCマーケットの開拓

当社が今後さらに成長していくために、BtoCマーケットのさらなる開拓と深耕の重要性を認識しております。当社のBtoCマーケットのメイン顧客は、発達障がい・学習障がいや不登校など深刻な悩みを抱える層です。当社では保護者の悩みを解決するため「すららコーチ」による保護者向けコーチングや、保護者向け勉強ペアレント・トレーニングならびに心理・教育アセスメントサービスの提供を行っています。また、不登校生がICT教材を活用することにより出席認定を得られる制度の普及啓発活動に力を入れています。今後これらの商品・サービスのさらなる拡充や口コミを広げるための広報PR活動に引き続き注力してまいります。

④ 海外マーケットの開拓

当社の顧客は日本国内の塾や学校が大半をしめております。当社が今後も成長を続け、また当社が企業ミッションとして掲げる「人生を切り開く力をすべての子どもたちに」を実現するために、eラーニングサービスの特徴を活かし、当社サービス「Surala Ninja!」を海外で積極的に展開してまいります。そのために、スリランカとインドネシア共和国での事業拡大を引き続き行うとともに「Surala Ninja!」のコンテンツの拡充に努めてまいります。また、その他の国などにおいて、積極的に日本の大手企業や現地企業、国際組織などとの連携を強化し、開拓してまいります。

⑤ 開発体制の構築

eラーニングコンテンツの技術革新のスピードは、非常に早く、新たなサービスや競合他社が続々と現れることが予想されます。当社が、競合企業とのサービスの差別化、競争優位性の確立を図るためには、迅速な開発体制の構築が不可欠となります。当社は、これらを実現するために、社内開発スタッフの技術向上、グループ会社との連携、外部からの優秀な人材の採用、最先端の技術動向の調査、ビッグデータを活かした商品開発等に継続的に取り組んでまいります。

⑥ 営業力の強化

当社は、小規模組織であることから少数精鋭の人員体制で運営されており、営業部門は、学習塾や学校法人等に対する各種経営支援を通じて蓄積されたノウハウを活かした企画及び提案により、営業活動を推進してまいりました。今後も継続的に事業を拡大し、受注の獲得機会を増大させていくために、営業力を強化し、営業人員を早期育成するとともに、他社との連携により販路を拡大する方針であります。具体的には、既存営業人員の育成、営業人員の新規採用の継続、教育研修制度の拡充、営業ツールやマニュアル等の整備、社内ナレッジ・ノウハウの蓄積とDX化の推進、また、文教マーケットに対する強力な販路を持つ教育機器メーカーや卸売業等との連携等により、営業力の強化を図ってまいります。

⑦ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

社のさらなる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化が重要な課題であると認識しております。当社は、監査等委員会及び内部監査部門、任意の諮問機関である指名委員会・報酬委員会、ならびに会計監査人との連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の強化に取り組んでいく方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社は、環境に左右されず、どのような子どもたちにも最適な「教育の機会」を提供することを目指し、eラーニングによる教育サービスの提供とその運用コンサルティングサービスの提供を行う事業を展開しております。

主に小学生・中学生・高校生を対象としている学習塾や学校等に対して、オンライン学習教材「すらら」「すららドリル」等サービスの提供を行っております。また、当社サービスを導入する顧客に対して、「すらら」「すららドリル」等を活用した教育カリキュラムの提案や独立開業の各種支援、無料勉強会の定期開催等による各種経営支援サービス、他社とのコラボレーションによるコンテンツの提供等を行っております。

当社の教材は、利用学習塾や学校からの現場の声をもとに意見交換を行う「SuRaLabo」プロジェクト、大手企業との共同研究など、コンテンツの改善や利用者の学習効果向上に向けて様々な取り組みを行っています。今後も各教育機関と協働し、学習履歴のビッグデータ分析といった研究成果をサービスにフィードバックすることで、より学習効果の高い教材を目指していきます。

当社の教材は、PCやタブレット端末等のスマートデバイスに対応しております。海外マーケットにつきましては、独立行政法人国際協力機構から採択を受けた各種事業等を契機として、スリランカ、インドネシア、フィリピン等でサービスの提供を行っております。当社が提供するサービスの内容は以下の通りです。

① 「すらら」「すららドリル」「ピタドリ」「Surala Ninja!」の提供

AI×アダプティブラーニング教材「すらら」は小学校から高校までの国語、算数／数学、英語、理科、社会5教科の学習を、先生役のアニメーションキャラクターと一緒に、一人一人の理解度に合わせて進めることができるアダプティブなeラーニング教材です。レクチャー機能、ドリル機能、テスト機能により、一人一人の習熟度に応じて理解→定着→活用のサイクルを繰り返し、学習内容の定着をワンストップで実現できます。初めて学習する分野でも一人で学習を進めることができる特長を生かし、小・中・高校、学習塾をはじめ、放課後等デイサービス等においても活用が広がっています。「すららドリル」「ピタドリ」は、アダプティブなドリルと自動作問・採点機能を有するテストからなり、「すらら」の姉妹版として「すららドリル」は主に公立小中学校向け、「ピタドリ」は大手塾向けに提供を開始しています。「Surala Ninja!」は、「すらら」の海外版として小学生向けに開発された、インタラクティブなアニメーションを通じて加減乗除の四則計算を中心に算数を楽しく学べるeラーニング教材で、スリランカ向けのシンハラ語版、インドネシア向けのインドネシア語版、インドやフィリピンで活用されている英語版があります。

② 「すらら」等を導入する顧客に対する経営支援

学習塾や学校等に対して、「すらら」等を現場で活用した教育カリキュラムの提案や成功事例・各種ノウハウの提供等の経営支援サービスを提供しております。また、当社のサービスを使って学習塾を独立開業される方等に対して、物件探査や資金調達・販売促進活動・その他塾経営に必要な情報や研修等を提供する開業支援サービスを提供しております。

③ 他社とのコラボレーションによるコンテンツサービスの提供

当社は「すらら」をはじめとする自社教材に加え、他社コンテンツとの連携により、サービスの品揃えを拡充し、顧客満足とユーザーの拡大を目指しております。当社は、他社との協働により、英語の発話トレーニングのできるAI機能や長文読解コンテンツ等を提供しております。

④ BtoC受講者に対する包括的なサポート

当社のBtoC顧客の中には、不登校、発達障がい、学習障がいなど、悩みの深い家庭が多数含まれています。当社では、保護者への包括的なサポートを目指し、「すららコーチ」による保護者向けコーチングや、保護者向け勉強ペアレント・トレーニング、心理・教育アセスメントサービスの提供を行っています。また、不登校生がICT教材を活用することにより出席認定を得られる制度を活用するためのセミナーやアドバイス活動など、悩みの深い家庭の課題に寄り添い、包括的なサポートを行っています。

(11) 主要な事業所及び使用人の状況（2021年12月31日現在）

① 主要な事業所

本店 東京都千代田区

② 使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
68名	19名増

(12) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(13) 主要な借入先及び借入額の状況（2021年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,420,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,694,764株（自己株式1,723株含む）
- (3) 株主数 8,681名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
湯野川 孝彦	1,333,534株	19.92%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	542,900株	8.11%
柿内 美樹	407,118株	6.08%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	359,400株	5.37%
株式会社マイナビ	215,000株	3.21%
J.P.Morgan Securities plc	151,700株	2.27%
株式会社SBI証券	109,100株	1.63%
竹内 淳子	95,596株	1.43%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	84,653株	1.26%
楽天証券株式会社	76,900株	1.15%

(注) 持株比率は、自己株式（1,723株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株式の種類及び数（株）	人数（名）
取締役 （監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	1,087	2
執行役員	506	4

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、16ページの「5. (5) 取締役及び監査等委員の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 2021年4月20日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株の発行により1,593株、また2021年6月1日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株の発行により3,136株、発行済株式の総数が増加しております。
- ② 当事業年度におけるストックオプションによる新株予約権の行使により210,000株、発行済株式の総数が増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

a コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

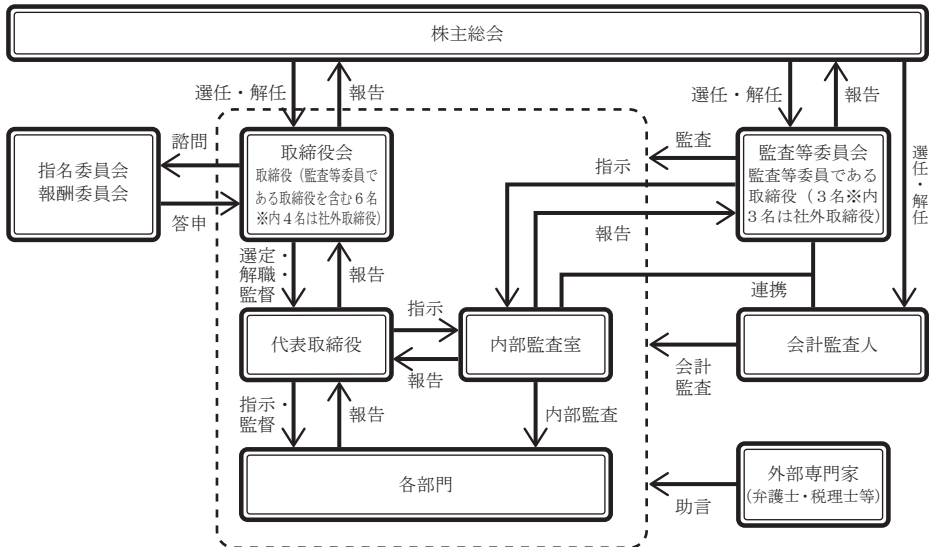
当社は、変化の激しい経営環境の中で、企業が継続的な成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と有効性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンスの徹底は重要な課題と位置づけております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるためリスク管理や監督機能の強化等を行う方針であります。

b 企業統治の体制の概要及び採用理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、任意の諮問機関として指名委員会・報酬委員会を設置しており、また日常的に業務を監視する役割として、内部監査室を設置し、これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能になると判断し、この体制を採用しております。

[コーポレート・ガバナンス体制]



(2) コーポレート・ガバナンスの体制

a 取締役及び取締役会

当社取締役会は6名の取締役(うち社外取締役4名)により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、取締役会には監査等委員も出席し、業務の執行状況について法令又は定款に違反していないかどうかのチェックを行っております。なお、当社は社外取締役に社外の有識者を迎え入れております。社外取締役は当社の取締役会に出席し、議案審議等にあたり専門的見地からの必要な助言を適宜行っております。

b 監査等委員会

当社監査等委員会は3名(社外取締役3名)によって構成されております。監査等委員は取締役会に出席するとともに、業務監査、各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する適法性及び妥当性を監査しております。当社では監査等委員による監査等委員会を毎月1回定期開催するほか、必要に応じて臨時で開催しており、監査方針及び監査計画ならびに監査の状況及び結果について適宜協議を行っております。また、社外取締役に弁護士、公認会計士や社外の有識者が就任しており、客観的かつ専門的な視点から監査を行っております。

c 指名委員会・報酬委員会

当社は取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役にとする指名委員会及び報酬委員会を2020年1月22日に設置いたしました。各委員会は、3名(社外取締役3名)によって構成されております。各委員会において取締役の人事や報酬等を審議することにより、これらの事項に関する客観性・透明性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

d 内部監査

当社は内部監査室を設置し、業務の適正な運営・改善・効率化を図るために計画的で網羅的な内部監査を、また必要に応じテーマ監査を実施しております。また、内部監査室と監査等委員、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行いながら監査に努めております。

e 会計監査人

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

5. 会社役員に関する事項（2021年12月31日現在）

(1) 取締役の状況

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	湯野川 孝彦	
取締役	柿内 美樹	
取締役（社外役員）	佐藤 昌宏	株式会社グローナビ代表取締役 一般社団法人教育イノベーション協議会代表理事 一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会理事 株式会社リトルクリエイティブ取締役 デジタルハリウッド大学教授学長補佐
取締役（監査等委員、指名委員、報酬委員） （社外役員）	小林 洋光	株式会社西栗倉・森の学校監査役 株式会社トビムシ取締役 上海愛宜食食品貿易有限公司監事 株式会社eumo監査役 特定非営利活動法人国境なき料理団監事 アデコ株式会社
取締役（監査等委員、指名委員、報酬委員） （社外役員）	藤本 知哉	潮見坂総合法律事務所 株式会社とくし丸監査役 株式会社フクロウラボ監査役
取締役（監査等委員、指名委員、報酬委員） （社外役員）	加藤 慶	株式会社ライナフ監査役 株式会社トリプルアイズ取締役CFO

- (注) 1. 取締役佐藤昌宏氏、小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は取締役佐藤昌宏氏、小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役加藤慶氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(5) 取締役及び監査等委員の報酬等の額

a 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員等の報酬等に関しては、取締役については2020年3月27日開催の第12期定時株主総会（以下、当該株主総会）において、年額54,000千円以内（うち社外取締役分は3,600千円以内）と決議されております（当該株主総会最終時の取締役の員数は3名、うち社外取締役は1名）。

監査等委員である取締役については当該株主総会において、年額10,800千円以内と決議されております（当該株主総会最終時の監査等委員の員数は3名）。

当社取締役（社外取締役を含む）の役員報酬は、固定報酬と譲渡制限付株式報酬で構成されております。固定報酬におけるこれらの個人別報酬等の内容の決定にあたっては、3名の社外取締役で構成されている任意の指名・報酬委員会において、各取締役の役割・責任及び当社の戦略策定と統制への貢献度等の評価が行われており、当該結果をまとめた答申を踏まえて、総合的な議論検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

当社監査等委員（社外監査等委員を含む）の役員報酬は、固定報酬のみで構成されております。これらの報酬は、監査等委員である取締役の協議により、監査等委員全員の同意のもと、決定しております。

当該株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従来の取締役の報酬等とは別枠として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

ただし、当該譲渡制限付株式報酬は、原則として譲渡制限期間内に当社の取締役、その他当社の取締役会で定める地位から退任又は退職した場合には、対象取締役に割り当てられた株式は無償で当社が取得するものであります。

この譲渡制限付株式報酬につきましては、取締役会にて役員報酬制度の見直しを行うべく、外部専門機関の指導・助言を受け、数回にわたり議論を重ね、同制度の導入決議に至っております。

また、本制度は、経営指標等を基礎として算定される報酬等（業績連動報酬）ではありません。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、任意の指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定します。対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

b 取締役の報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の内訳(千円)		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	3名 (1名)	46,982 (2,400)	44,650 (2,400)	— (—)	2,332 (—)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	— (—)	— (—)
合計	6名	54,182	51,850	—	2,332

(注) 1. 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。)2名に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2020年3月27日開催の第12期定時株主総会において、年額16,200千円以内と決議いただいております。

2. 非金銭報酬等は、取締役2名に対して付与した譲渡制限付株式報酬となります。

6. 社外役員に関する事項（2021年12月31日現在）

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- a. 取締役 佐藤昌宏氏の兼務先である株式会社グローナビ、一般社団法人教育イノベーション協議会、一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会、株式会社リトルクリエイティブ、デジタルハリウッド大学と当社との間には特別の関係はありません。
- b. 取締役 小林洋光氏の兼務先である株式会社西栗倉・森の学校、株式会社トビムシ、上海愛宜食食品貿易有限公司、株式会社eumo、特定非営利活動法人国境なき料理団、アデコ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- c. 取締役 藤本知哉氏の兼務先である潮見坂総合法律事務所、株式会社とくし丸、株式会社フクロウラボと当社との間には特別の関係はありません。
- d. 取締役 加藤慶氏の兼務先である株式会社ライナフ、株式会社トリプルアイズと当社との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	主な活動状況
佐藤昌宏	当事業年度に開催した取締役会の全てに出席し、主に総務省、内閣府などの委員、各種審査員等を務めてこられ、eラーニングやEdTech分野に関する国内、国外の豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。
小林洋光	当事業年度に開催した取締役会、監査等委員会、指名委員会及び報酬委員会の全てに出席し、主に弁護士や事業会社における取締役、監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。監査等委員会では、監査結果に基づいた意見交換、監査対応における重要事項等の協議やアドバイスを行っております。
藤本知哉	当事業年度に開催した取締役会、監査等委員会、指名委員会及び報酬委員会の全てに出席し、主に弁護士や事業会社における取締役、監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。
加藤慶	当事業年度に開催した取締役会、監査等委員会、指名委員会及び報酬委員会の全てに出席し、主に公認会計士や事業会社における取締役、監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。

7. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」に関する取締役会決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その概要は以下のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」や「行動指針」を制定し、役職員はこれを遵守する。
(具体的には、朝礼での各部門の担当役員やマネージャーによる各人への期待事項を踏まえた講話等で企業理念や行動指針の周知徹底を図っております。)
 - (b) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。
(具体的には、朝礼での経営管理グループ等による説明等で社内諸規程の周知徹底を図っております。)
 - (c) 経営管理グループをコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、社外の有識者を招致した研修等を実施する。
(具体的には、毎年「コンプライアンス等の研修」を実施しております。)
 - (d) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、内部監査室が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。
また、内部監査室は必要に応じて会計監査人や監査等委員と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
(具体的には、原則として四半期ごと及び必要に応じて情報交換を実施しております。)
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - (b) 文書管理部署の経営管理グループは、取締役及び監査等委員の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
 - (b) 取締役会の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は経営管理グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各部門の担当部署が行うこととする。
 - (c) 各部門の取締役は、取締役会において担当部門の損益や業務執行の内容を報告し、会社の損益に影響を与え得る重要事項を発見した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を責任者とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士や公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行うとともに損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図る。
 - (b) 取締役会のもとに経営管理ミーティングを設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を当ミーティングの参加者に伝達する。
 - (c) 取締役会のもとに各部門の担当取締役やマネージャーで構成されたマネジメント会議を設置し、担当部門から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行う。また、社長は各部門の担当取締役やマネージャーに経営の現状を説明し、各部門の取締役やマネージャーは担当部門の業務執行状況を報告する。
 - (d) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は子会社を設立していないため、記載事項はありません。

- f 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を指名することができる。
 - (b) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - (c) 指名された使用人に関する人事異動、人事評価、賞罰等の人事関連事項については、監査等委員会の同意を要するものとする。
- g 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
 - (b) 報告及び情報提供の主なものは次のとおりとする。
 - イ 重要な社内会議で決議された事項
 - ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ 重大な法令・定款違反
 - ヘ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (c) 取締役及び使用人は、法律違反行為を確認したとき等、必要な場合には、監査等委員会に対して直接情報提供や通報を行うことができる。
- h 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会へ報告した当社の取締役、監査等委員会及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

- i 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

- j その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - (b) 監査等委員は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
 - (c) 監査等委員会は監査法人又は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて監査法人又は会計監査人に報告を求める。

- k 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制基本方針に基づき、財務報告に係る体制を構築し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、運用する。

1 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

(a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- イ 当社の社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
- ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- イ 「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力に対する基本方針等について明文化し、全職員の行動指針とする。
- ロ 反社会的勢力の排除を推進するために経営管理グループを統轄管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。
- ハ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- ニ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ヘ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための内部統制システムの運用を行っております。

当社全体の効率的かつコンプライアンスを遵守した経営の推進を目的として、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等の業務執行に関する権限と責任を定めた規程類を整備するとともに、内部監査や当社の役職員を対象とするコンプライアンス研修等を実施し、「企業理念」や「行動指針」の浸透定着を図っております。

また、取締役会及び経営管理グループは組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的な対応を行っており、当社全体のリスク管理体制を構築しております。

加えて、監査等委員会監査の実効性確保を目的として、監査等委員及び監査等委員会の職責と監査体制を定めた「監査等委員会監査等基準」及び「監査等委員会規程」等の規程類を整備しております。

「内部統制システム構築に関する基本方針」の取組結果については、取締役会において経営管理グループ長により報告され、適切に運用されていることを確認しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	1,244,512	未払金	152,271
売掛金	329,161	未払費用	15,780
前払費用	38,809	未払法人税等	64,656
その他	4,191	未払消費税等	14,209
貸倒引当金	△7,928	前受金	131,645
流動資産合計	1,608,745	預り金	14,356
【固定資産】		賞与引当金	22,215
(有形固定資産)		流動負債合計	415,135
建物附属設備（純額）	5,500		
工具器具備品（純額）	735	負債合計	415,135
有形固定資産合計	6,235		
(無形固定資産)		純資産の部	
ソフトウェア	429,721	【株主資本】	
ソフトウェア仮勘定	50,905	資本金	298,370
無形固定資産合計	480,626	資本剰余金	
(投資その他の資産)		資本準備金	295,370
長期未収入金	1,840	資本剰余金合計	295,370
差入保証金	14,008	利益剰余金	
繰延税金資産	18,489	その他利益剰余金	1,120,297
その他	42	繰越利益剰余金	1,120,297
貸倒引当金	△1,840	利益剰余金合計	1,120,297
投資その他の資産合計	32,540	自己株式	△1,024
固定資産合計	519,403	株主資本合計	1,713,013
資産合計	2,128,148	純資産合計	1,713,013
		負債純資産合計	2,128,148

損 益 計 算 書

(自 2021年 1 月 1 日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
【売上高】		1,952,688
【売上原価】		474,307
売上総利益		1,478,381
【販売費及び一般管理費】		957,332
営業利益		521,048
【営業外収益】		
受取利息	11	
貸倒引当金戻入額	645	
受取精算金	31,432	
その他	738	32,827
【営業外費用】		
為替差損	1,330	
その他	0	1,330
経常利益		552,545
税引前当期純利益		552,545
法人税、住民税及び事業税	149,491	
法人税等調整額	3,271	152,763
当期純利益		399,782

株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	283,777	280,777	280,777	720,515	720,515
当期変動額					
新株の発行	14,593	14,593	14,593		
当期純利益				399,782	399,782
当期変動額合計	14,593	14,593	14,593	399,782	399,782
当期末残高	298,370	295,370	295,370	1,120,297	1,120,297

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△1,024	1,284,044	1,284,044
当期変動額			
新株の発行		29,186	29,186
当期純利益		399,782	399,782
当期変動額合計	—	428,968	428,968
当期末残高	△1,024	1,713,013	1,713,013

個別注記表

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 5～22年

工具器具備品 5～10年

- ② 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 18,489千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社は収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異に基づいて、一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減することができるかと認められる範囲内で繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、中期経営計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、判断しております。

ロ. 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に当たって、将来の課税所得の見積りは、当社の中期経営計画を基礎としており、中期経営計画においては新規導入校数及び利用ID数の獲得見込みを主要な仮定としております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の経済状況及び経営環境の変化により、課税所得の見積りの基礎となる仮定が変動する場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

固定資産の減価償却累計額

有形固定資産 3,360千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 6,694,764株

- (注) 1. 2021年4月20日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株の発行により1,593株、また、2021年6月1日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株の発行により3,136株、発行済株式の総数が増加しております。
2. 当事業年度におけるストックオプションによる新株予約権の行使により210,000株、発行済株式の総数が増加しております。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,723株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	6,802	千円
貸倒引当金	2,991	
一括償却資産	121	
未払事業税	4,660	
減損損失	1,148	
その他	2,765	
繰延税金資産小計	18,489	
評価性引当額	—	
繰延税金資産合計	18,489	
繰延税金資産純額	18,489	

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達について、必要な資金を金融機関からの借入により調達しており、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。また、資産運用について、一時的な余資を、安全性の高い金融資産で運用しています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は1年以内の支払期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係る管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程等に従い、営業債権について、営業部門であるマーケティンググループ及び経営管理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経営管理グループが月次で資金繰計画を作成・更新する等の方法により管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれています。当該価格の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,244,512	1,244,512	—
(2) 売掛金	329,161		
貸倒引当金	△7,928		
	321,233	321,233	—
資産計	1,565,745	1,565,745	—
(3) 未払金	152,271	152,271	—
(4) 未払法人税等	64,656	64,656	—
(5) 未払消費税等	14,209	14,209	—
負債計	231,137	231,137	—

- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2021年12月31日
差入保証金	14,008

※ 市場価格がなく、過去までの預託期間を算定することが困難であるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,244,512	—	—	—
売掛金	329,161	—	—	—
合計	1,573,673	—	—	—

8. 関連当事者との取引に関する注記

当社の役員及び主要株主（個人に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	湯野川 孝彦	(被所有) 直接19.92 間接 —	当社 代表取締役 社長	ストック・ オプション の権利行使	11,760	—	—

取引条件及び取引条件決定方針等

(注) 2013年7月17日開催の取締役会決議により付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

	2021年12月31日
1株当たり純資産額	255.94円
1株当たり当期純利益	60.09円

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2021年12月22日開催の取締役会において、ファンタムスティック株式会社の株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し2022年1月14日付で株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ファンタムスティック株式会社

事業の内容 子ども向け知育アプリ開発、学習コンテンツ開発

② 企業結合を行った主な理由

ファンタムスティックは、2010年2月に設立した、子ども向け知育アプリ・学習アプリの開発、及び学習コンテンツ開発会社です。教育機関に向けた受託開発分野における実績・技術力と、ファンタムスティックの強みとされているデザイン分野での知見は、当社サービスのより一層の強化・発展に繋がると考えております。

また、BtoC事業として展開しているアプリは、ゲーミフィケーションを活用することで、子どもたちの学習意欲を継続させていくというコンセプトが当社理念と通じており、今後国内や海外の両面でユーザーの新規獲得や顧客基盤の拡大など相乗効果が期待できると考えております。

ファンタムスティックが加わることで、当社開発体制の強化を通じ、両社一段と成長することで、早期のサービス立上げを実現するものであり、両社の中長期的な持続的な企業価値の向上に資するものであります。

③ 企業結合日

2022年1月14日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

39.8%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として、当該株式を取得することによります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
株主の意向により開示は控えさせていただきます。

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社すららネット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 樹神 祐也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社すららネットの2021年1月1日から2021年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年12月22日開催の取締役会においてファンタムスティック株式会社の株式を取得することを決議し、2022年1月14日付で株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月1日

株式会社すららネット 監査等委員会

監査等委員 小林 洋光 ㊟

監査等委員 藤本 知哉 ㊟

監査等委員 加藤 慶 ㊟

(注) 監査等委員 小林洋光、藤本知哉及び加藤慶は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 会社法第369条(取締役会の決議)第3項及び第4項に基づき、当会社の取締役会議事録及び監査等委員会議事録を電磁的記録へ変更し、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置に変更するため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第28条は、取締役会議事録を法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う旨を定めるものであります。
- ② 変更案第35条は、監査等委員会議事録を法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う旨を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 <u>取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印を行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の議事録は、法令に定めるところにより、記載または記録し、出席した監査等委員は、これに記名押印を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>

<新設>

(附則)

(電子提供措置等)

第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。

3. 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から特段の意見はありません。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ゆのかわ たかひこ 湯野川 孝彦 (1960年10月10日生)	1985年4月 株式会社日本エル・シー・エー (現 株式会社エル・シー・エー ホールディングス)入社 1999年12月 株式会社イデア・リンク 代表取締役就任 2002年5月 株式会社リンク総研常務取締役 就任 2003年4月 株式会社ベンチャー・リンク (現 株式会社C&I Holdings)入社 2005年2月 株式会社カーブスジャパン取締役 就任 株式会社キャッチオン代表取締役 就任 2006年6月 株式会社ベンチャー・リンク 常務 執行役 事業開発本部 本部長 2010年10月 当社代表取締役社長就任(現任)	1,333,534株
2	かきうち みき 柿内 美樹 (1972年9月7日生)	1995年9月 株式会社語学春秋社入社 2000年4月 株式会社水王舎取締役就任 2005年12月 株式会社キャッチオン取締役 就任 2008年7月 株式会社ベンチャー・リンク (現 株式会社C&I Holdings)入社 2008年8月 当社取締役就任(現任)	407,118株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町1丁目5番1号
ファーストスクエア イーストタワー2階
会場に関するお問合せ：電話番号：03-5220-1001

地下鉄ご利用の方

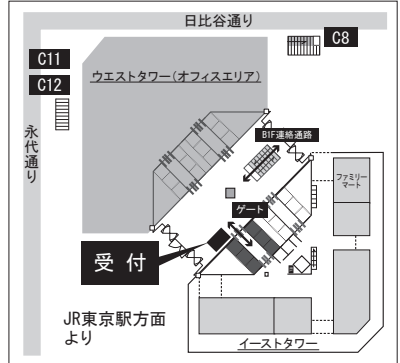
地下1階より：C8、C11、C12出口から当ビルの地下1階に直結しております。1階連絡用のエスカレーターで1階オフィスロビーまでお越し下さい。

JRご利用の方

1階より：永代通り側出入り口又は、日比谷通り側出入り口より1階オフィスロビーにお入り下さい。

【入場方法】

館内に『セキュリティゲートを設置』しております。
1階エントランス内のカンファレンス専用受付にてセキュリティカードを受取りになり、ご来場下さい。



交通 ■ JR東京駅：丸の内北口 徒歩4分
■ 大手町駅：地下鉄：東京メトロ（千代田線／東西線／丸の内線／半蔵門線）、都営地下鉄（三田線）「C8・C11・C12」出口から連絡通路

<ご来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様は、マスクの持参、着用をお願い申し上げます。
- ・会場では、検温及び手指の消毒の実施にご協力をお願いいたします。また、発熱等体調不良の場合は、会場への入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。万が一お席をご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。